

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、日本ハウズイング株式会社と称し、英文ではNIHON HOUSING CO., LTD.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建築請負工事
2. 土木請負工事
3. 建物の設計及びコンサルタント業務
4. 土地、建物の測量に関する業務
5. 土地、建物の総合管理及び保安警備業務
6. 不動産の売買、賃貸及び仲介
7. 有料老人ホーム事業
8. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
9. 木材の販売
10. 日用品雑貨、食料品等の販売
11. 飲食店の経営
12. 金銭貸付業務
13. 電力サービス事業
14. 上記に付帯する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、200,000,000株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の単元株式数は、100株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元未満株主の権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式につき、以下に掲げる以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

(株式取扱規則)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱い等及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

第3章 株主総会

(招集時期)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役が招集する。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が招集する。

- ② 株主総会においては、代表取締役が議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主総会毎に代理権を証明する書面を提出しなければならない。

(決議方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項の定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載する。

- ② 株主総会の議事録は、その原本を 10 年間本店に備え置き、その謄本を 5 年間支店に備え置く。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第 18 条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役は 8 名以内とする。

(取締役の選任及び解任)

第 20 条 取締役の選任及び解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとする。

(累積投票の排除)

第 21 条 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 増員又は補欠によって選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 23 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- ② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名及び取締役会長を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。

- ② 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の 3 日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。

- ② 取締役会の議事録は、10 年間本店に備え置く。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の行為に関する取締役の責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第 31 条 当社は監査役及び監査役会を置く。

(監査役員の員数及び選任方法)

第 32 条 当社の監査役員は 5 名以内とし、株主総会で選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 補欠によって選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

(常勤監査役)

第 34 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集手続)

第 35 条 監査役会を招集するときは、会日から 3 日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会の議事録)

第 37 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。

② 監査役会の議事録は、10 年間本店に備え置く。

(監査役の報酬等)

第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 39 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役の責任を法令の限度において免除することができる。

② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 40 条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 41 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 42 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第44条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第45条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第46条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(除斥期間)

第48条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満5年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

第8章 買収防衛策

(買収防衛策の導入、改正及び廃止等)

第49条 当社の企業価値及び株主共同の利益が不当に害されることを未然に防止することを目的とした、当社株式の大量買付けその他これに類する行為又はその提案行為に関する対応策（買収防衛策）の導入及び改正は、株主総会の決議によって行い、廃止は、株主総会の決議又は取締役会の決議によって行う

- ② 前項の対応策に基づく対抗措置の発動又は不発動の決定は、株主総会又は取締役会の決議によって行う。

附則

第1条 変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

第2条 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条はなお効力を有する。

第3条 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

2022年6月29日一部改定